

令和2年

第33回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年11月27日(金)

伊勢原市農業委員会

## 第 3 3 回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 1 1 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時 3 0 分～

2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室

3 委員在任定数 1 0 名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	1 0 黒田 義夫

4 出席委員数 1 0 名

5 欠席委員数 0 名

6 署名委員 鈴木 雅之  
大木 克美

7 議 長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者  
伊藤 陽一（事務局長）  
青木 優  
松本 拓也  
岸 好夫

9 傍聴者 0 名

10 審 議 内 容 （開会 午前 1 0 時 3 0 分）

[事務局長] 只今より第 3 3 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。  
本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。在任定数 1 0 名、欠席委員は、5 番・岸田 文雄委員の 1 名でございます。定足数に達しておりますので、第 3 3 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。議長、宜しくお願いします。

[議 長] それでは、只今から、第 3 3 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、9 番・鈴木 雅之委員と 1 番・大木 克美委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告 6 件、議案 4 件の計 1 0 件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が 6 件ありました。この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。はじめに、報告第 1 号の 1 です。相続日は、令和元年 8 月 2 1 日、市内岡崎にお住まい

の方が、岡崎字矢田4筆、同字前田4筆、同字野陣15筆、同字坪ノ内1筆、合計24筆、面積14,299平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月22日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、令和2年4月28日、平塚市にお住まいの方が、岡崎字大割1筆、面積976平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月23日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、令和2年7月2日、市内三ノ宮にお住まいの方が、三ノ宮字下御領原2筆、面積1,826平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年11月2日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和2年2月9日、市内石田にお住まいの方が、石田字外堀4筆、同字長町10筆、同字下河内1筆、合計15筆、面積5,617平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月20日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、令和2年3月22日、市内桜台3丁目にお住まいの方が、桜台1丁目1筆、桜台3丁目1筆、沼目字中道上2筆、同字堤1筆、同字中道下2筆、合計7筆、面積5,978平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月26日です。

次に報告第1号の6です。相続日は、平成30年11月26日、埼玉県にお住まいの方が、池端字久保に1筆、面積396平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第3者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年11月4日です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が6件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

[A委員] 報告第1号の4の2筆が登記地目が畑で現況地目が宅地となっていますが、手続きの中で是正指導等はされているのですか。

[事務局] この土地は、報告第2号の農地法第4条第1項第8号の規定による届出が出ておりまして、今後、売買が行われますので農地ではなくなります。

[A委員] 是正指導されているということで宜しいですか。

[事務局] まもなく宅地になります。

[議長] 他にございませんか。無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料にあります3件の届出、6筆、1,525平方メートルについて報告させていただきます。

まず、報告第2号の1及び2、成瀬地区内の案件について御説明いたします。本件の土地の所在は石田で、1筆29平方メートルの土地は、私道となっている箇所のうち、道路拡幅の際に後退した部分となります。この後退部分について、農地法上の手続が漏れていたことが相続の発生により発覚し、現在に至っていたものです。

また、報告第2号の2の石田地内、3筆606平方メートルの土地も同様に発覚したものであり、既に集合住宅が建築されています。

これらについては、現況が既に農地でないことを含めた届出とするよう指導し、受理としたものです。

次に、報告第2号の3、比々多地区の案件について、御説明いたします。

本件は串橋の2筆、890平方メートルの土地に係るもので、既に集合住宅2棟が建築されています。本件所有者に関係したこのほかの5条転用手続等の過程で、経過は不明であるものの、土地区画整理事業地内にあり、既に集合住宅となっている本件土地が農地台帳に搭載されていることが確認されたことから、届出をお願いし、履行されたものです。

なお、これら3件の届出については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更登記を適切に行うよう助言しております。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が3件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料にあります成瀬地区に係る2件の届出、合計2筆、249平方メートルについて、報告させていただきます。まず、報告第3号の1について御説明いたします。

本件は、石田字外掘の1筆、99平方メートルの土地に係るもので、既に専用住宅となっております。報告第2号の1及び2と同じく、農地法上の手続が漏れていたことが相続の発生により発覚したものです。譲受人から所有権の移転に合わせた形での届出希望がありましたので、現況が既に農地でないことを含めた届出とするよう指導し、受理としたものです。

次に、報告第3号の2について御説明いたします。本件は、高森字吉際の1筆、150平方メートルの土地に係るもので、一般個人住宅を建築するものです。本件土地は、既に宅地造成がなされており、この造成行為により元々1筆であったものが2筆に分筆されています。

譲受人から売買に合わせた形での届出希望がありましたので、分筆したもう1筆についても届出を行うよう譲渡人に指導し、受理としたものです。

なお、これら2件については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うことについても、指導・助言しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いします。

[B委員] 市街化区域は届出ですが、届出をしない場合でも建築確認は取れるんですか。

[事務局] 現時点ではわかりませんが、古い建物ですので当時は取れたのではないかと思います。

[B委員] いつ建築されたかを記載しなくてもいいんですか。

[事務局] 必要であれば、今後は建物の登記簿を確認し、記載するよう改めたいと思います。

[議長] 他にございませんか。無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第4号、農地の転用事実に関する照会書に対する回答についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 横浜地方法務局厚木支局から、10月26日付けで農地転用の事実に関する照会がありました。図面番号は1番です。併せて公図、資料をご覧ください。

この照会は「登記官照会」と言われるもので、登記地目が農地である土地について、農地以外の地目への地目変更登記申請が行われた時に、添付図書として非農地証明書又は転用許可書・届出受理書が無い場合、転用許可の有無、原状回復命令の予定、対象農地の現況等について、法務局から農業委員会に照会されることになっています。

県の農地法関係の事務処理を定めた事務提要では、登記官照会があった時は、2週間以内に回答することになっています。照会対象地は、東大竹字下谷戸の1筆、面積383平方メートルです。10月20日に県担当職員と、同月21日に地区担当委員3名と現地調査を行いました。

この土地の経過としては、先代の土地所有者が隣地地主に畑を貸したところ、この者が自宅続きの畑の一部に昭和40年頃に物置と牛舎を建設して現在に至ります。

令和2年10月に宅地部分を畑から分筆して地目変更登記申請を行ったものです。現地調査の結果、相当以前から農地性は無いと判断、立地基準はその他2種であることから、県は11月5日付けで現状回復命令の予定はない旨の文書を発行しています。よって専決処分にて「農地性なし」として11月5日付けで法務局へ回答いたしました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で2件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和2年10月15日、対象農地の明細は10ページです。三ノ宮字中木津根に3筆、同字石原田4筆、同字宝地1筆、合計面積は6,108平方メートルです。

10月22日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、梨とぶどうが作付けされ良好に管理されていることを確認し、10月30日付けで専決処分証明書を発行しました。

報告第5号の2、申請人は白根にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、

令和2年10月27日、対象農地の明細は、11ページです。串橋字登り道に1筆、同字木之元2筆、合計面積は2,436平方メートルです。10月28日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、梨・ネギ・ブロッコリーなどが作付けされ、良好に管理されていることを確認し、10月30日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の3、申請人は市内東富岡にお住まいの方で、被相続人の妻です。申請日は、令和2年10月13日、対象農地の明細は、12ページです。東富岡字杉戸5筆、同字東窪2筆、同字立野5筆、合計12筆、面積は5,716平方メートルです。10月14日に事務局で現地調査を行い、対象農地は路地野菜等が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、10月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の4、申請人は市内下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年11月2日。対象農地の明細は13ページから14ページです。下谷字下中才3筆、同字櫻町2筆、同字高木8筆、同字堤3筆、同字廣町1筆、合計17筆、面積は10,308平方メートルです。11月2日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稻が作付けされ、適正に管理されておりましたので、11月17日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということでございます。何かご質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農業用施設への農地転用届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 届出は伊勢原地区の1件です。報告第6号の1、図面番号は2番です。届出人は池端にお住まいの方で、池端字久保の畑1筆、面積1,289平方メートルのうち194.82平方メートルの敷地に、建築面積80.64平方メートル、これは柱心からの面積で、壁心からの面積は83.92平方メートルですので訂正をお願いします。平成27年に軽量鉄骨造平屋建ての農業用置場を建築しました。建築敷地面積は200平方メートル未満の農業用施設なので農地法第4条の手続きは不要となります。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農業用施設への農地転用届が1件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

[A 委員] 池端356番1の一部を農業用施設にするという届出であるが、今回の届出地だけでなく、356番1の農地全体の丈量図が必要ではないか。

[事 務 局] 農地全体の図面はいただいてなく、届出は任意の書式で書類不備ではありません。

[A 委員] 理解できないから言っている。届出であろうと、356番1の1,289平方メートルの一部に194.82平方メートルの農業用施設を造ろうとしているのだから、農地全体の丈量図がなければ、どこを転用するのか確定できないのではないか。

[事務局] 今回の測量した部分は農業用施設を建てる部分だけで、これで建築確認を受けており、手続上の書類は整っています。農業用施設の敷地面積を求積してあれば良く、全体を求積しなくてはならないことはありません。また、分筆の必要もありません。

[B 委員] 公図の位置と配置図で届出地が農地のどの位置か特定できる。この農地の中の隣地と住宅地との位置関係を示すのが配置図で、求積図で求積された土地は、農地の中のこの位置だということが確認できるのではないですか。

[議長] 事務局は、今後、どのような説明資料とするか、各市の状況なども確認して検討しておいてください。

[議長] 他にございませんか。無いようですので議案に入ります。

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、大田地区で1件の申請がありました。議案第1号の1、申請人は市内桜台3丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、17ページです。申請地は桜台3丁目の農地1筆、沼目字中道上の農地2筆、同字堤の農地1筆、同字中道下の農地2筆、合計6筆、面積5,712平方メートルを特例農地として申請しています。11月9日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑にはねぎ、なす、白菜等が栽培され、水田には稲刈り後が確認できました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりです。11月9日に現地を確認し、この農地は小学校の通学路に接しておりまして、春はレンゲ、秋は稲穂と子どもたちにも非常に良い環境で農作業を行える場所でした。ご審議の程、宜しくお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。次に移ります。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回は、成瀬地区で1件、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は3番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は石田字長町の2筆、合計面積は603平方メートル、貸資材置場として転用するもので、申請人は、石田にお住いの方です。

申請理由は、借受人は現在申請地から約1.3キロメートル北の厚木市愛甲地内に建築部材の保管場所を借りて物流業行なっていますが、事業の拡大により手狭になり、移転先を探していました。借受人は、近隣で適地を探しましたが見つからず、範囲を広げ探していたところ当該地を選定し、駐車場として賃貸したいと強い要望があり、本年1月に相続により取得した農地で、農業経験もなく管理も困難であることから駐車場等として貸すことに承諾しました。

申請地の立地基準は、雑種地や宅地によって分断され、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は砕石を敷き転圧をかけ、敷地西側境にはC Bとフェンス、南側境には、単管柵と縁石を設置し土砂等の流出を防ぎます。また、雨水は浸透施設を2か所設置し、敷地内で浸透処理とします。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例及び自費工事申請は手続き中ですが、今後、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

議案第2号の2、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字入部の1筆、面積670平方メートルのうち179.12平方メートルを貸駐車場として転用するもので、申請人は、東大竹の方です。申請理由は、周辺には住宅地・店舗等があり、今年2月に670平方メートルのうち490平方メートルを転用して18台の駐車場としましたが、慢性的な駐車場不足は解消されず、付近のマンション・店舗からの要望が8台分あり、残地部分を駐車場として申請するものです。

申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は砕石を敷き転圧をかけ、駐車場周囲には土留めを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は敷地内処理とします。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、500平方メートル未満のため該当しません。今後、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号1につきまして、地区担当委員の補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 只今の事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 前回、水路用地がどうなのかということについて、明確な回答がなかったので継続審議となっていました。その後、この水路部分を確認をしたところ、県道からの水路の中に、公図上の水路が含まれており、疑問が解決しましたので、駐車場とすることには問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。



議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

[C 委員] 立会を行って、民地と水路の境界は確認はできたのですか。

[B 委員] 申請した農地の端が水路との境で、公図上の水路は、その幅2メートルほどの水路の中に含まれていて、それなら大丈夫でしょうということです。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、高部屋地区で1件の申請がありました。  
議案第3号の1、図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。貸付人は、上粕屋の方です。借受人は、相模原市の建設土木会社です。申請地は上粕屋宇鳥居崎1200番1、413平方メートルのうち1、391.51平方メートルと外2筆、合計面積4、432.51平方メートルを一時転用するものです。権利関係は、賃貸借権設定です。

本件は新東名高速道路用地内の埋蔵文化財調査のため、仮設事務所用地として、平成29年11月27日の第33回総会で許可相当となり、同年12月21日に県から令和2年12月21日まで一時転用の許可を受けました。今回、その転用許可期間の満了に伴い、再許可の申請になります。再許可の理由としましては、調査面積が東京ドーム5個分で調査箇所も点在している中で、旧石器時代の遺跡等が多数確認、出土したことに伴い、深さ、出土方向に調査範囲を拡大しながら調査を進めているため、時間を要し調査が遅延していましたが、そのような状況において、調査員の増員、班編成の効率化をはかり、調査期間短縮に取り組み、現在、調査中若しくは埋戻しの指示を待つ2工区のみとなりました。

しかしながら、調査が完了しても倉庫内には出土した遺物が大量にあり、それらを整理

し、事務所等を撤去、農地への復元をするには、あと3年が期間が必要となるため、再許可を申請するものです。

本来なら、一度、農地に復元し、再度、転用申請の手続きをする事になりますが、県と手続方法を調整した結果、農地に復元せず、再許可の一時転用申請を受ける形で対応することとなりました。

申請地の立地基準は、前面市道に下水道や上水道が敷設されており、近隣に山王中学校や山王幼稚園が500メートル以内に在ることから「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準について、転用計画として敷地内は砂利敷きとします。敷地の周囲には雨水浸透側溝を設けて、隣接市道の側溝に接続放流します。汚水も隣接市道の公共下水道に接続放流します。また、申請地の外周は万能鉄板で囲い、周囲の宅地や農地に影響が出ないようにします。被害防除措置も前回同様に変更はなく資金計画も適切であること、他の土地に代替性がなく転用もやむを得ないと判断されます。調査終了時には、すみやかに農地に復元します。また、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

なお、3,000平方メートルを超えるため、今回承認を得ましたら、県の常設審議委員会へ意見を求め、市と常設審議委員会の意見回答を得て、県農地課へ意見書を提出します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 10月24日に高部屋の委員と現地を確認しました。第二東名の建設に伴う埋蔵文化財調査の仮事務所ということで、平成29年に許可をしまして建設されていますが、その許可が11月21日に満了となることから期限延長の申請が出たという内容です。図面にある事務所等は建設され、周辺住民からも特に苦情もないようですので問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。

[議長] 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。次に移ります。

[議長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります3件、7筆、4,931平方メートルの新たな利用権の設定に関する意向の申出について御審議をお願いします。

まず、議案第4号の1の伊勢原地区の案件、伊勢原四丁目の2筆、1,913平方メートル、並びに議案第4号の3の大田地区の案件、沼目字中道上及び沼目七丁目の3筆、1,565平方メートルについて御説明いたします。

受け手は、いずれも30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

次に、議案第4号の2の比々多地区の案件、串橋字廣田の2筆、1,453平方メートルについて御説明いたします。

受け手は、認定農業者であり、支障ないものと考えます。なお、本件は、農用地利用集積計画の公告後、当該計画の出し手側で相続が発生したことで、公告された計画のうち当該部分の効力が生じていないことが判明したため、相続を受けた者の同意により改めて意向の申出があったもので、受け手側に変わりはありません。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。  
議案第4号について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手多数。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 以上をもちまして、第33回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

[事務局] 次回の総会は、12月24日、木曜日、会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いいたします。

【 11時50分 終了 】

令和2年11月27日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_